

支部ニュース

2013年10月 No. 479

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川
2-3-28-201 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 秘密保全法の危険性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・森 孝博
- 自死遺族支援弁護団の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・和泉貴士
- 「元・国立市長に対する損害賠償請求事件」・・・・・・・・・・加藤慶二
- 武蔵村山市の教育の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・大浦郁子
- 東京「君が代」裁判第二次訴訟最高裁判決・・・・・・・・・・平松真二郎
- 新外交イニシアティブ（ND/New Diplomacy Initiative）設立 Vol.1・・・・・・・・田場暁生
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・倉内節子
- 平山弁護士の『若手弁護士へのメッセージ』を読んで・・・・・・・・市野綾子
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高田慎二
- 第25回東京支部ソフトボール大会予選リーグ組み合わせ決定！
- 三多摩幹事会議事録
- 日誌



秘密保全法の危険性について

渋谷共同法律事務所 森 孝博

1 政府が「特定秘密の保護に関する法律案」（以下、「秘密保全法」）を秋の臨時国会に提出しようとしています。政府は、秘密保全法によって「国の機密情報を流出させた公務員への罰則を強化する」ということを述べ、既に 2012 年通常国会に提出されたいわゆる日本版NSC設置関連法案と同時期の成立を目指としています。

しかし、秘密保全法は、単なる公務員への締め付け強化などではありません。自民党改憲草案の 9 条の 2 「国防軍」には秘密保全法の制定が明記されています（同 4 項）。また、同党が発表した「国家安全保障基本法（概要）」にも秘密保全法の制定が明記されています（同 3 条 3 項）。自民党改正草案や国家安全保障基本法制定の狙いは「戦争する国」づくりであるところ、それと一体の関係にあるのが秘密保全法なのです。前述した日本版NSCも国家安全保障基本法が狙う戦争国家体制の下で司令塔としての役割を担うことが想定されています。つまり、秘密保全法制定は、日本版NSC設置とともに、憲法 9 条を死文化させる国家安全保障基本法制定の先取りであり、憲法 9 条改悪の先取りに他ならないのです。

2 秘密保全法の具体的な危険性ですが、第 1 に私達の生活にとって重大な情報を政府の都合で自由に隠されてしまう（情報統制）という点です。

この点、政府は「わが国の安全保障に著しく支障を与える恐れ」がある情報を「特定秘密」に指定するとしています。その判断をするのは、情報を持っている行政機関の長となっていて、外部からチェックを受ける仕組みがありません。行政機関の長が「恐れ」ありと判断すれば、自由に秘密とできるのです。

また、秘密の対象は「防衛」、「外交」、「外国の利益を図る目的の安全脅威活動の防止」、「テロ防止活動」の 4 分野ごとに別表で列挙するとしています。国際化が進んだ今日、「外交」には広範な情報が関わってきます。私達の生活を左右するTPP交渉も当然に対象になります。さらに、「安全脅威活動の防止」、「テロ防止活動」となれば、警察・公安、原発、衛生、交通・建造物、水・食料、災害・事故など、およそあらゆる情報が秘密の対象になりえます。「4 分野」は何の限定にもなっていないのです。また、別表も網羅的・包括的な記載がなっており限定になっていません。

3 第 2 は、私たち市民の様々な活動を重罰をもって処罰するという点です。

まず、特定秘密とされた情報を取り扱う者（公務員など）だけでなく、行政に関連する仕事をする上で情報の提供を受けた者（研究者、民間企業の技術者・労働者など）にも秘密保持義務を課し、「漏えい」を処罰（最高懲役 10 年）するとしています。この「漏えい」は正当な内部告発であっても、過失（不注意）であっても処罰するとしています。多くの市民に極めて重い秘密保持義務が課せられ、重罰の危険にさらされます。

もっとも、処罰対象は秘密保持義務を負わされる人だけではありません。「特定秘密の保有者の管理を侵害する行為」といった「不正入手」も最高 10 年の懲役刑をもって処罰するとし

ています。極めて曖昧かつ抽象的な要件で、処罰範囲が際限なく広がるおそれがあります。

さらに、「故意の漏えい」と「不正入手」については、「未遂、教唆、扇動、共謀」も処罰するとしています。情報が「漏えい」したり、入手されることがなくても処罰されますし、取材活動を行うこと自体を教唆として処罰したり、情報公開を求める行動を呼びかけたり、相談に加わったりしただけでも扇動、共謀として処罰されるのです。こうなれば、マスコミや一般市民の様々な活動が重罰の対象とされ、知る権利や取材・報道の自由はもとより、表現の自由、学問・研究の自由など様々な基本的人権が侵害されることとなります。

4 第3に「適性評価」の名の下にプライバシーなども著しく侵害されます。

この制度は、行政機関の長や警察本部長が、特定秘密を取り扱おうとする人やその提供を受けようとする人について、重大なプライバシー情報やセンシティブ情報を徹底的に調べるものです。配偶者や同居人なども調査対象で、医療機関や金融機関などの第三者に対する調査まで予定されています。他方、調査を受けた人は「適性」か否かの結果の通知を受けるだけで、評価基準や判断根拠も明らかにされません。執拗な調査による重大なプライバシー侵害が行われた上、思想・信条・国籍などによる恣意的な差別・排除の危険もあります。収集された個人情報の目的外利用や外部漏えいの危険もありますし、この「適性評価」の名の下に収集された大量のプライバシー情報がマイナンバー制度によって管理されることで、国家による徹底した監視社会が生まれることにもなります。

この点、政府は、調査対象者の同意を得ることを調査の要件としようとしています。調査を拒めばそれだけで「適性」なしとして排除されるのであって、こうした要件はプライバシー侵害を防ぐための意味はありません。

5 政府は秘密保全法を制定する具体的な必要性をまともに説明できません。それは秘密保全法を必要とする立法事実が存在しないからです。そればかりか検討・法案作成段階から一貫して徹底した秘密工作が行われてきました。このこと自体、いかに秘密保全法が危険で有害なものであるかを示すものに他なりません。

一体、何のために制定しようとしているのか。その大きな理由の一つは、米軍と自衛隊が一体となって戦争するためには情報共有、情報保全体制が不可欠なので、アメリカからの要求に応じて戦争できる体制を確立するという点にあります。もう一つは、原発、TPP、増税などといった新自由主義、国民犠牲の政治に対する批判が高まる中、情報を隠して批判の声を封殺し悪政を強行するという点にあります。

6 戦前の軍機保護法、国防保安法はもとより、戦後も米軍・沖縄問題に関する数々の密約、原発安全神話、TPPの秘密交渉など、政府による情報隠匿によって、国民の安全・生活が脅かされています。国家のいう「秘密」が私たちにとって有害であることは歴史も示すところです。歴史に逆行し、今まで以上に政府による情報隠匿を公然化して、私たちの基本的人権を侵害し、国民主権・平和主義という日本国憲法の大原則を取り崩そうとする秘密保全法の国会提出を許さないために、反対の声を挙げましょう。

自死遺族支援弁護団の活動

八王子合同法律事務所 和泉 貴士

1 事例紹介

自死遺族弁護団の活動内容をイメージしやすくするために、事例を二つ紹介します。

一つは、お子さんが賃貸物件内で自殺した事例です。大家から気味悪がって次の借り手がつかないことを理由に、将来賃料について損害賠償請求という相談がありました。精神科医のカルテを取り寄せたところ月 600 時間労働との記載が発見され、悲惨な労働実態が明らかになりました。もう一つは、もともとは退職干渉の相談でした。肩書きは正社員であるにもかかわらず契約書は 1 年契約、突然部署を異動させられ、成果型賃金が導入されることになりました。成績が毎日壁に張り出され、鬱になり成績が下がったところで退職勧奨を受け、退職届を出してしまったとのことでした。退職届は撤回しましたが、入社して働く自信が持てなくなり、傷病手当金の最後の支給日の数日後に鉄道自殺しました。鉄道会社から損害賠償請求を受けました。

2 弁護団の理念

二つの事例からも分かるように、自殺は社会的に追い詰められた末の死であることが少なくありません。そのことは、内閣府が定めた自殺総合対策大綱にも記載されています。自殺は従前より自己決定の産物とされてきましたが、その背景には社会の構造的矛盾があります。自殺によって生じる様々な法律問題を契機としつつ、自殺の背後にある貧困、雇用、多剤投与など社会的問題に切り込むことを目的としています。上記のような点で、弁護士会などが行う、心のケアやカウンセリング技術を重視する従来からの自殺対策とは異なったアプローチから自殺対策に取り組んでいます。

従来、弁護士が行う自殺対策といえば、依頼者に対する接し方に気をつける、具体的にはカウンセリング技術を学ぶことなどが重視されてきたように思います。たしかに、精神疾患に対する医学的知識は業務を行な上で必須ですが、遺族は具体的な法律問題の解決を求めて弁護士の元やって来るのですから、カウンセリングを重視することが遺族のニーズに合致するとは必ずしも言えません（自ら学ぶよりも専門家であるカウンセラーや宗教家などと弁護士が緊密に連携することを模索すべきです。）。加えて、先に挙げた二つの例から見ても明らかなように、自殺には遺族の心の問題だけにとどまらない、社会的な背景があることを重視すべきです。過度に心のケアに偏ることは、弁護士が本来切り込まなければならない社会に対する問題意識を見落とすことにつながりかねません。

3 遺族相互の連携

一人の自殺によって平均4ないし5名の遺族が発生すると言われていています。自殺者数が3万人を超えるようになって以降、150万人を超える、地方都市の人口と同程度の遺族が生まれている計算になります。

遺族は、自殺の事実を周囲から隠すことで、事実上社会から排除された生活を強いられることが少なくありません。自殺の事実が明らかになれば好奇の目で見られることが少なく（近時の芸能人の自殺やいじめ自殺の報道などを想起していただければ容易に想像がつくと思います。）、精神的ショックとあいまって外出が不可能になることも少なくありません。このような遺族が社会との繋がりを回復するには、体験を共有することが容易な、遺族同士で語り合う場や（このような場を「分かち合い」と呼び、最近はこのような分かち合いが全国各地で立ち上げられています。）、遺族相互のネットワーク作りが不可欠です。

さらに、弁護団としては、遺族が繋がることで社会を変える一つの力を作り出すことができないかと考え、活動しています。遺族自身の自責の念が完全に消えることはありませんが、自殺は社会によって追い詰められた死であることが少なくないことに気づいてもらうことには一定の価値があると考えています。悲しみを一人で飲み込むのではなく、自殺者と社会の関係を考え、自分が今後どのような社会と関わるか、遺族自身にそのことを考えてもらうようにしています。相談者の希望を聞いたうえで、遺族や支援者の団体を紹介するようにしています。

4 法律問題

自殺にまつわる法律問題として、代表的なものは、賃貸、保険、労災の3つになると思います。賃貸物件で自殺した場合、連帯保証人となっている遺族に対して、気味悪がって次の借りてがつかないことを理由に、将来賃料の損害賠償請求がなされることがあります。損害賠償を認めた裁判例がいくつかありますが、孤独死においては賠償義務がないこととの整合性を理論的に説明することは困難です。先に挙げた具体例のような事例において、自ら選んだ死であるから損害賠償義務を負うのだと説明されても遺族が納得することは難しいでしょう。

保険についても、保険法の規定により3年以内の自殺については生命保険金が出ない運用がなされています。これも故意による自殺は射幸契約たる保険契約の本質に反するということが理由なのですが、WHOの報告によれば96%の自殺者が何らかの精神疾患に罹患している今日、故意の自殺がどれだけあるのかということが問題となります（精神疾患の程度によっては免責を否定した裁判例があります。）。

労災についても、近時ブラック企業という言葉が流行していることから明らかなように、若者を中心に雇用環境が加速度的に悪化しています。自殺という切り口から、日本の雇用のあり方を問う活動を行っていきたいと考えています。

5 ホットライン活動

毎週水曜日3時間、電話相談を受け付けています（詳細はホームページ

<http://www.jishiizoku-law.org> 参照）。開設後半年間で40件程度の相談がありました。

なお、東京東部でホットラインの活動できる人材が不足しているため、関心のある特に若い弁護士さんがいれば、ご連絡ください。

「元・国立市長に対する損害賠償請求事件」

日野市民法律事務所 加藤 慶二

1 はじめに

国立駅にある美しい銀杏並木が並ぶ通り、「大学通り」。この美しい景観をモチーフとする大学通りに、そびえたつMマンション。このマンションを巡る訴訟は、平成12年から数件にわたって、続いています。

多くの方は、景観利益をテーマにした、マンションに関する事件は終結を迎えたと思っておられる方が多いと思います。しかし、実は、未だ終了しておらず、住民自治が問われている重要な事件が、現在、訴訟係属しているのです。

2 事件の概要

- (1) Mという企業が、平成11年6月、「大学通り」に高さ14階のマンション建築を企画しました。

国立市は伝統として、美しい景観を守っていたこともあり、住民たちは、Mマンションが国立市の美しい景観にそぐわないとして、反対運動を立ち上げました。住民運動の後押しもあり、国立市は、平成12年2月までに、高さ制限を定める地区計画の公告・縦覧、そして、条例の制定をしました。

その結果、Mマンションは既存不適格建造物とされました。

平成13年4月24日、Mは、条例制定をはじめとして、国立市の行為によって様々な損害を受けたとして、4億円の国家賠償請求訴訟を提起します。同裁判は、結果として、3億5千万円の請求部分は棄却されたものの、2500万の請求部分については認容されました。国立市は、その裁判を受けて、平成20年3月、約3000万（遅延損害金を含む）をMに支払ったのです。

それで終わればよかったのですが、平成21年5月19日、国立市の住民が国立市を相手に住民訴訟を提起しました。国立市が当時の首長である上原公子個人に損害賠償請求（国賠法1条2項）をしないことが、財務会計行為上、違法であるとして、住民訴訟を提起したのです。

- (2) 平成22年12月22日、住民訴訟の一審判決において、請求が認容されました。控訴審では、原判決を変更させるべく、全面的に主張立証を組み直したのですが、国立市のその当時（平成23年4月当選）の市長が、保守派であったこともあり、控訴を取り下げたため、判決が確定してしまいます。

平成23年12月に提訴された本事件は、その住民訴訟判決の結果を受けて、国立市が上原元市長に対して、国賠法上の損害賠償請求（1条2項）をしている事件であります。

2 本事件のポイント

- (1) Mマンションの建設が問題となった平成11年夏以降、マンション建設に関する反対運動

が立ち上がり、多くの国立市の住民がMマンション建設にNOをつきつけました。国立市の住民の声にこたえて、高さ制限を定める地区計画の公告・縦覧を行い、そして、条例制定のために動きました。

確かに、この動きは、平成11年10月から平成12年2月にかけて、わずか10か月程度で行われています。しかし、それは、国立住民が地区計画の素案を作成し、行政に提出したことによるもので、国立市が、住民の声に後押しされて、迅速に行動したからです。まさに「オール国立」と評してもよく、その名のもと、住民と協力して、国立市の市政が行われたのです。

しかし、別件の住民訴訟では、上原元市長が「強い意向を示して、国立市をして、本件地区計画及び本件条例の制定という方策に変更させ」という間違っただけの認定がされ、上原元市長だけが責任を負うとされました。

国立市の住民の声に後押しされた上原元市長の行為（まさに地方自治のあるべき姿とあってよいものであるにもかかわらず）がどうして違法たりうるのでしょうか。また、仮にMとの関係で違法であったと評価されたとしても、どうして、国立市に住む国立住民たちの声に後押しされた行為が、国立市との関係で違法になるのでしょうか。

しかも、仮に百歩譲って、上原元市長の行為が違法であったとしても、国立市民全員が選んだ結果によって、第三者に損害を与えたとしたら、その責任は国立市民全員で責任を採るべきです。なぜ、上原元市長にだけその責任が転嫁されるのでしょうか。住民たちで選んだ結果の責任は住民一人一人が責任を負うべきであるとする住民自治の考えに反しています。

(2) 国立市の上原元市長に対する請求が是認されてしまえば、地方自治が萎縮していくことでしょう。首長が政治のうえで、第三者に損害を与えてしまった場合に、損害が首長一人だけに負わされてしまうからです。そのようなリスクは誰もが負いたくないでしょうから、当然に市政・区政をおろそかにして、政治に携わることが懸念されるのです。

(3) そのような事態を防ぐためにも、我ら弁護団は、改めて本事件を絶対に負けられない闘いと位置づけております。

平成25年12月24日13時15分（東京地方裁判所703号法廷）において判決が行われますので、皆様、どうぞ温かいご支援をよろしくお願いいたします。

以上



武蔵村山市の教育の現状と課題

三多摩法律事務所 大浦 郁子

1 9月幹事会での植木団員からの報告

9月25日に多摩で開催された9月幹事会では、当事務所の植木則和団員より、2011年の中学校社会科教科書の採択において歴史・公民教科書とも育鵬社版の教科書が採択された武蔵村山市の教育の現状等について報告がありました。

ここでは、植木団員からの報告をもとに、教科書採択手続の問題と副読本・資料の配付を中心に、武蔵村山市の教育の現状について報告します。

2 武蔵村山市の教科書採択手続の問題

武蔵村山市は、東京で育鵬社版教科書が採択された二つの自治体のうちの一つです。2011年の武蔵村山市の教科書採択手続では、教育委員会の審議の休憩時間中に教科書採択について実質的な決定がなされました。審議が再開されると同時に全教科について教育委員会が推薦する出版社の一覧表が配布され、推薦理由についての説明も一切無いまま、配布された一覧表どおりに全教科の教科書が一括採択されたのです。これは他市に例を見ない密室的なやり方であり、極めて不透明な問題のある採択方法です。

この教科書採択手続について情報公開請求を行ったところ、休憩中の議事録は存在しないため開示しないとの決定がなされました。しかし、これに対する異議申立手続において、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会より、休憩時間中にあえて確認行為をする必然性や必要性は見いだすことができないとして、事実上教育委員会の休憩時間中の教科書選定に異議が述べられるとともに、「教科書採択の重要性に鑑み、その透明度を疑われないような配慮と行動が望まれる」との意見を得ることができました。

3 副読本・資料の配付

ところが、武蔵村山市の教育委員会は、教科書採択手続の瑕疵を反省しないばかりか、教科書検定で不合格とされた内容までも、すり込むような副読本や資料を配付し、2年後に再び育鵬社教科書を採択するべく動き出しています。

例えば、「領土について理解を深める学習資料」と称して、市内の全中学生に対して竹島、尖閣諸島、北方領土について、それぞれ「日本固有の領土」であって領有権問題はないと説明するイラスト入りの資料を配付したり、礼儀作法読本を配布して伝統と文化を重んじるような教育をしたり、という動きがあります。

さらに看過することができないのが、今年の7月1日に校長会を通じて市内の全中学生と小・中学校の先生に配布された冊子「日本がもっと好きになる」です。この冊子は「株式会社あなたと健康社」という出版社から発行されたものですが、育鵬社が編集協力を、日本教育再生機構が普及協力をしているものです。冊子のあとがきには、2年後の歴史教科書の採択に向

けて「日本のご先祖が伝えてきた本当の日本の歴史」を伝える歴史教科書を届けたいと書かれており、冊子の裏表紙には育鵬社の歴史・公民・道徳教科書3点セットが写真入りで掲載され、申し込み・問い合わせ先として日本教育再生機構が明記されています。

この冊子は、発行元出版社から教育委員会あてに電話が来たことをきっかけに、教育委員会の事務局が「学習内容を判りやすくするための参考資料として」配布決定をしたものです。当然、この冊子配布に対しては抗議をしておりますが、これが2年後の教科書採択の運動の一環であることは明らかです。

4 育鵬社版教科書採択阻止に向けて運動を強めよう

当事務所は、武蔵村山市の教育に取り組む武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会と連携して、教科書採択後もこれに反対する運動を広げてきました。しかし、上記冊子の配布に見られるように、育鵬社版教科書採択を狙う運動はすでに動き出しており、以前よりも活発化していると見るべきです。

これは武蔵村山市だけの問題ではありません。団員の皆様には、ぜひそれぞれの地域で早期に教科書採択に向けた動きをつかみ、育鵬社版をはじめとするつくる会系教科書の採択阻止に向けた運動を広めていただければと思います。

東京「君が代」裁判第二次訴訟最高裁判決

城北法律事務 平松 真二郎

2013年9月6日午後2時、最高裁判所第二小法廷で、東京「君が代」裁判第二次訴訟につき「上告棄却」の判決が言い渡された。判決言渡しに先立って、都教委側の上告受理申立てに対して、2013年7月12日付けで上告不受理決定が出されており、2012年10月31日に言い渡された東京高裁井上判決がそのまま確定したことになる。

東京高裁井上判決は、「減給以上の処分について裁量権の逸脱濫用の違法により処分の取消し」を命じ、戒告処分については懲戒処分権者の裁量の範囲内としたものであり、東京「君が代」裁判2次訴訟では、21件の減給処分と、1件の停職処分が取り消されたが、戒告処分の取り消しを得るには至らなかったことになる。

私は、「君が代」裁判一次訴訟最高裁判決直後の東京支部ニュース2011年2月号に、一次訴訟最高裁判決が教育の自由あるいは教育に対する不当な支配の禁止について判断を示していないことを批判し、アメリカ連邦最高裁が、ゴヴィディス事件でいったんは国旗国歌への敬礼拒否による不利益処分を容認したが、3年後、国旗に向かっての忠誠宣誓の拒否について、国家シンボルに対して敬意を表する行為を国民に義務付けることが許されないとするバーネット事件判決を言い渡した故事を引いて、「東京『君が代』裁判最高裁判決 ～ 日本のバーネット判決を求めて」

と題した一文を記した。

しかしながら、今回の二次訴訟判最高裁判決においても、10・23 通達及びそれに基づく各校長の起立斉唱（ピアノ伴奏）命令、命令に違反したことを理由とする懲戒処分が信教の自由（憲法 20 条）を侵害すること、あるいは教育の自由（憲法 23 条、26 条）を侵害すること、さらに国際人権規約 18 条に違反する点について全く判断を示すことはなかった。また、上告受理申し立てが不受理にされており、都教委が各学校の校長に対して起立斉唱命令を発出するよう指導することが改定前教育基本法 10 条の「不当な支配」に該当する点についても何らの判断を示すことはなかった。

公務員であれば、あるいは教職員であれば、上司の命令に従わなければならない。地方公務員法にもそのように規定はされている。そのレベルでは、この命題は正しい。

しかし、旭川学テ事件最高裁大法廷判決でも認められているとおり、教育が「教師と生徒との人格的接触が不可欠の人間的な営み」であるなら、そこに、人間性を無視した義務付けをもちこむ、上意下達の支配を持ち込むことが許されるのかという問題が残されるはずである。

少なくとも、子どもと一番身近に接している教職員に対し、あたかもロボットのように一挙手一投足まで指示命令すること、これが教育の本質とはかけ離れたことであることは間違いない。すなわち、教職員に特定の時間に一定の行為を命じることが許されるか、教育行政機関が、具体的命令として発令できる内容には限界があるはずである。

また、教育委員会による各学校長に対する指導についても、「特定の方法による教育活動」を求めるものであれば「不当な支配」に該当するものと言わなければならない。

今回、10・23 通達及びその実施指針において卒業式等の運営方法を細部にわたって定めて、実施指針に従った卒業式の運営を各学校長に求める。一方で、都教委は、各学校長が「教育」の場における決定事項であるとして独自の卒業式運営を行うことを容認していない。校長に対する締め付けの下、「教育」機関であるはずの各学校が、「教育行政」機関であるところの都教委が考える「教育内容」を実施するほかない状態に追い込まれているのである。

このような都教委による「教育」支配が是認されてしまっていることが、今夏の教科書採用問題でも示されている。都教委は、都教委の意見を学校長に伝達し、各学校における教科書採択について、特定の出版社の教科書の採用を妨害したのである。これも、形式的には教育委員会が意見を示したにとどまり、違法な行政行為には当たらないのではあろうが、教育内容介入であることに違いはない。

いかなる「教育行政」の権限行使が、教育に対する介入、あるいは教育基本法が禁じる「不当な支配」となるのか、旭川学テ事件判決を武器に、今一度その線引きが確認されなければならない。

一昨年の最高裁判決以来、いくつもの事件を通じて、「国旗に向かって起立して、国歌を斉唱する行為が、国旗や国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為である」ことを認めさせるところまではきた。

そして、今年9月5日から10日までの間に、東京「君が代」裁判二次訴訟だけでなく、同種の訴訟において25名に対する30件の懲戒処分が違法であることが確定した。都教委が2004年から2006年にかけて違法な処分を繰り返してきたことを最高裁が認めたことになる。

まだ、3次訴訟が東京地裁に係属中であり、来春4次訴訟を提起する予定である。

もうひと踏ん張り、国歌の起立斉唱の強制が許されないこと、都教委による各学校長に対する指導が教育に対する不当な介入であること、さらには、国家シンボルに対する一定の行為の強制が許されないことを明らかにしていく覚悟である。

新外交イニシアティブ (ND/New Diplomacy Initiative) 設立 Vol.1

-10月24日丹羽宇一郎氏(前中国大使)×鳥越俊太郎氏 (ND 理事)
企画チラシ同封しました-

城北法律事務所 田場 暁生

1 ND 設立しました

参議院選挙では与党圧勝との結果が出ました。「ねじれ」を解消した安倍政権の下、原発、TPP、沖縄米軍基地問題、尖閣問題、日中関係、日韓関係、憲法改正等々の問題は今後どうなっていくのでしょうか？・・・

この夏、仲間の弁護士、ジャーナリスト、研究者などと「新外交イニシアティブ (New Diplomacy Initiative/ND)」という団体を設立しました。8月11日には、「JFK」「プラトーン」等社会派の映画作品で著名なオリバー・ストーン監督等をゲストに設立記念パーティ「オリバー・ストーンと語る もうひとつの日米関係」を開催し、たくさんの方々に参加いただきました。NDの取組みと設立に至る経緯等について、数回に分けて書きたいと思います。

現在の日米関係等のあり方に疑問を持つ人は少なくないと思います。NDは日・米・東アジア各国等を舞台に、今までの外交・政治に新たな声を吹き込むた



9月20日琉球新報一面トップに名護市がNDに団体加入した記事が掲載

めに設立されたシンクタンクです。現在の理事等は以下のメンバーです。

<理事>

鳥越俊太郎氏(ジャーナリスト)

藤原帰一氏(東京大学教授)

マイク・モチヅキ氏(ジョージ・ワシントン大学教授)

柳澤協二氏(元内閣官房副長官補、NPO 国際地政学研究所理事長)

山口二郎氏(北海道大学教授)

<事務局長>

猿田佐世(弁護士)

2 NDの目的・活動等

シンクタンクとは何だ?との疑問を持つ方もいらっしゃると思います。シンクタンクとは、英語の造語(「think」「tank」)で、政策提言等を活動内容とする民間の機関で、欧米ではよく知られた存在となっています。日本では企業が関与しているものなどがいくつかありますが、さほど認知度が高いとはいえないのが現状だと思います。NDは現在外交・政治に反映されていない声を届けるために、情報発信・政策提言を行うことはもちろん、その提言した政策実現のため、国内はもとより各国における政府・議会・大学・メディアなどへ直接働きかけることを目的としています。また、既存のマスメディア・

外交ルートでは流されない情報を、国境を越えて収集し、また国内から発信します。

「琉球新報」2013年9月21日(土)朝刊2面

社説

閉塞破る斬新な試みだ

市が斬新な試みが高く評価する。猿田氏が象徴的な話を紹介している。普天間基地問題が焦点だった鳩山政権時代の2009年12月、この問題を所管する米下院のアジア太平洋環境小委員会の委員長が猿田氏に「沖縄の人口は2千人くらいか」と尋ねた。あせんとした猿田氏が「百万人以上います」と答えると、「では飛行場を一つ

造ってあげることが彼らのためになるのでは」と述べたという。この程度の認識しかないことを嘆いても仕方がない。情報の回路が限られていることの反映だからだ。こと軍事に関して、日米安保で「メシを食う」、いわゆる「安保マフィア」が日米間の情報の受・発信回路を専売特許のごとく握っている。その構造が問題なのだ。だから、沖縄の反対は金欲しさの見かけ倒しだ、この見立てがまことしやかに語られる。最近も飯島勲内閣官房参与がそんな見解を書いていた。名護市のND加入はその構造を破り、市が自ら情報の発信元になることを意味する。「金欲しさ」の中傷を払拭する効果がある。何より米国内の多様な意見の団体・機関と直接つながり、声を伝えられる利点がある。「安保マフィア」以外との関係づくりに期待したい。

名護市と外交

限られた人々の意見だけが発信され、限られた人々の見解だけが入ってくる。これが日米間の政治・外交システムの現状だ。名護市が日米間の情報の受発信を担うシンクタンク「新外交インシアティブ」(ND、猿田佐世事務局長)への加入を決めたのは前記のシステムの限界に気付いたからだ。今の沖縄の閉塞状況を打開する可能性を秘めている。先見性に富んだ市の斬新な試みが高く評価する。猿田氏が象徴的な話を紹介している。普天間基地問題が焦点だった鳩山政権時代の2009年12月、この問題を所管する米下院のアジア太平洋環境小委員会の委員長が猿田氏に「沖縄の人口は2千人くらいか」と尋ねた。あせんとした猿田氏が「百万人以上います」と答えると、「では飛行場を一つ

造ってあげることが彼らのためになるのでは」と述べたという。この程度の認識しかないことを嘆いても仕方がない。情報の回路が限られていることの反映だからだ。こと軍事に関して、日米安保で「メシを食う」、いわゆる「安保マフィア」が日米間の情報の受・発信回路を専売特許のごとく握っている。その構造が問題なのだ。だから、沖縄の反対は金欲しさの見かけ倒しだ、この見立てがまことしやかに語られる。最近も飯島勲内閣官房参与がそんな見解を書いていた。名護市のND加入はその構造を破り、市が自ら情報の発信元になることを意味する。「金欲しさ」の中傷を払拭する効果がある。何より米国内の多様な意見の団体・機関と直接つながり、声を伝えられる利点がある。「安保マフィア」以外との関係づくりに期待したい。

9月21日琉球新報社説で名護市のND加入を「閉塞破る斬新な試み」と紹介

3 ND 設立に至る経緯

私が仲間と ND を設立しようと思ったのはワシントン DC での留学・滞在経験がきっかけです。私は、鳩山政権発足直前にワシントンの土を踏み、鳩山政権の普天間基地県外移設断念にいたる流れをワシントンで見てきました。ワシントンでは、日米外交を垣間見る経験をしましたが、ワシントンと東京とをつなぐ外交のチャンネルが非常に限られていることに大変驚きました。在日米軍基地・TPP といった典型的な外交問題ではもちろんのこと、憲法改正、原発、消費税などの国内問題についても「米国」からの影響力は圧倒的です。ご存知のように、ブッシュ Jr 政権で国務副長官(国務省=日本の外務省)を務めたりチャード・アーミテージ氏及びクリントン政権下で国防次官補(国際安全保障問題担当)などを務めたジョセフ・ナイ両氏の報告書であるアーミテージ・ナイレポートは、過去 10 年の日本の防衛・安全保障政策を形作ってきました。また、昨年 9 月には「米国」の要求により、民主党政権の 2030 年代原発ゼロ閣議決定が見送られました。

4 「米国」とは何か

もっとも、ここにおける「米国」とは何か、「日本」で語られる「米国」とは誰なのかについては、掘り下げて考える必要があります。日米外交の従来チャンネルは、米国側も日本側も関わる人々はいわゆる「知日派」などと呼ばれる一部の人間であり、また、それにより運ばれる声は一面的です(さらにもっぱらその声のみを在ワシントンの日本メディアが伝えていきます)。米議会やワシントンの有力シンクタンク等で日本についての議論を聞く度に、「日本にはもっと多様な声がある。」と感じてきました。

このような状況がわかりやすく表れたのが、鳩山政権時代の普天間基地移設問題です。以下(たぶん次号に) 続く・・・

ND 主催の 10 月 24 日の企画「民間大使が見た日本外交 —これからの日中関係を考える—」シンポジウム@明治大学駿河台キャンパス(丹羽宇一郎氏(前中国大使)×鳥越俊太郎氏(ND 理事)のチラシを同封しました。ぜひ、ご参加ください～!



若手弁護士へのメッセージ

クラマエ法律事務所 倉内 節子

司法修習終了間際まで私の法曹としての進路は決めかねていました。裁判官志望を捨て難く迷いに迷っていたのです。しかし、修習中、18期の仲間の誘いで争議団との交流や憲法学習会に参加するようになり、弁護士志望を固めました。このような経験を通じて、当時「労弁」（いわゆる労働者の側に立った弁護士）といわれていた弁護士になろうと決意して、黒田法律事務所（現東京法律事務所）に入所させていただきました。

入所早々、小選挙区制導入反対運動の高まりの中で、学習会に飛び回るようになりました。民主的な選挙制度と全く相反することは導入後の状況が裏付けています。入所後、労働組合活動を理由とする解雇事件、思想差別による看護婦採用拒否事件、パートタイマーの解雇事件など目の回るような弁護活動に明け暮れました。

女性差別事件で忘れられないたたかいがありました。丸の内オフィス街で働く女性が会社の就業規則で女子は30歳定年制が定められており、30歳の誕生日をもって退職（解雇）になった事件です。裁判まで持ち込むことなく「女子のみ30歳定年制は女性差別であり、働く権利の侵害として、このような制度は撤廃すべき」という多くの労働者の支持のもと、ついに会社に就業規則のこの条項を撤廃させました。丸の内のオフィス街に多くの労働者がビラ配布などで会社を包囲し、勝利したのです。

刑事弾圧事件でも忘れられない弁護活動がありました。総理府統計局事件です。3名の女子職員が組合発行の社共両党の都議会議員選挙の立候補者推薦ニュースを門前で出勤してくる職員に配布したことが公職選挙法違反として逮捕、勾留されたのです。ひどいことに公判請求では国家公務員の政治活動を禁止している国公法違反の罪名がつけられたのです。この事件は、高裁では無罪を勝ち取ったものの、昭和49年11月6日、最高裁大法廷で罰金1万円の有罪となりました。猿払、徳島郵便局、統計局の3事件がいずれも有罪となったのです。最近、同じような弾圧事件があり、一定の成果を勝ち取っていることは、周知のことです。民主主義の根幹をなす政治活動の自由を高く掲げ、母として、妻として、女性労働者として10年に近い裁判闘争を闘った3名の女性を守る会の活動は民主主義発展のための貴重な礎となったと確信しています。この事件については、筆者の「戦後労働争議と権利闘争」総評弁護団、下巻717頁で紹介しています。

私は、「講演活動ノート」を作っていますが、それを読み返すと、その時々的情勢に力を入れるテーマがわかります。労働問題や差別撤廃条約などはもちろんのこと、国家機密法のテーマの学習会はずいぶん行いました。平和や民主主義に機敏に反応する多くの人たちによって、私も鍛えられたと思います。なお、お世話になった東京法律事務所から船橋市内に民主的な事務所をつくらうという思いで独立しました。この地域においても、平和、民主主義にかかわる全国的な課題を積極的に取り組み、学習会、街頭宣伝、ビラ配布などに力を入れてきました。

私は、結婚、出産と仕事との両立はとても核家族では困難でしたので、両親など身内の援助にずいぶん助けられてきました。私は、一般民事事件など多種多様な案件を数多く手掛けています

が、何よりも一つ一つの仕事をきちんと解決する地道な努力が弁護士としてのバックボーンになっていると自負しています。このようなスタイルを一貫して堅持してきたことにより、多くの人たちと人間的信頼や絆ができ、現在も沢山の刺激を受けることができています。

平山弁護士の『若手弁護士へのメッセージ』を読んで

あかしあ法律事務所 市野 綾子

私をはじめ平山先生とお会いしたのは、ロースクール3年の夏休みでした。中央大学ロースクールのエクスターンシップという科目で、夏休みの1か月間、法律実務を学ぶために当事務所に通ったときに、所員の皆さんと一緒に温かく迎え入れていただきました。

平山先生が若手弁護士へのメッセージで「私は町弁に徹してきたと思います」と書かれているとおり、このエクスターンシップ当時、私が「一般市民の日常的な法的問題に携わる弁護士になりたい」と言ったときに、平山先生は「まさにうちの事務所はそういう事務所よ。」とにこやかに話されたことをよく覚えています。

当事務所には、「平山先生をお願いします」と、多くの相談者や紹介者が電話をかけてきます。相談ブースや電話で聞こえてくる声からは、依頼者が平山先生を心底信頼し、頼っているのもよく分かります。いかに47年の現役キャリアがあるとはいえ、なぜこんなにも平山先生は信頼されるのだろう。自分も47年弁護士を現役で続けられたらそんなふうになれるのだろうか・・・？うーん、と考えるしまう日々です。いつも平山先生は、「依頼者との二人三脚」を口癖のようにして、一つ一つの事件を最後まで丁寧かつ大胆に、依頼者には通常優しく、ときには厳しく接しておられ、全ては依頼者のために最善を尽くしておられるのが、共闘事件でなくてもよく伝わってきます。私は弁護士になって4年目ですが、平山先生には程遠く、依頼者のために最善を尽くすのに四苦八苦しています。平山先生は、しばしば「人それぞれの長所も短所も難しいところも全部ひっくるめて人間が好き。」と言われます。それも平山先生が、いつまでも（より一層！）、過酷な弁護士業務をバリバリとこなし、依頼者をはじめあらゆる人々から絶大な信頼を集めておられる一要素なのだなと思っています。

そして今回の若手弁護士へのメッセージを読んで、平山先生の若手時代は、刑事事件、労働事件に東大闘争の民主化闘争弁護団と、熱く激しい闘争に全力を注いでおられたことが改めてわかりました。刑事事件では、警察への抗議活動、勾留理由開示など、恥ずかしながらいまだに私が行ったことのない活動に弁護士1年目から果敢に取り組んでおられ、労働事件でも連日のように現場に駆けつけ労働者を救出されたことなどは、この人を助けたいという情熱がすごいのだなと感じています。そういえば平山先生はよく「情熱」という言葉を情熱をこめて使われています。

こうした若手時代から変わらぬ仕事への熱意がいまの平山先生の頼りになる弁護士像につながっているのだと思います。私が頑張らねばならないのは、まさに「今でしょ」と言わねばなりません。

いま、平山先生の若手時代のように、毛沢東一派の「紅衛兵」による日中友好協会本部襲撃事件といったあからさまな戦闘は日本国内では起きていませんが、あの3.11原発事故を境に、私達若手が、どんな選択をして、どんな姿勢で弁護士業務に取り組み、活動するのが大きく問われているように感じています。平山先生の若手時代と形は違いますが、時代が大きく変わりつつある分岐点にある点では、いまも当時も共通しているのではないのでしょうか。そんな時代に偶然にも若手弁護士であることに（年齢は若くありませんが）、何か使命感のようなものを感じています。若手の頑張りや世論を動かしてきた歴史が数多くあるように、いま、私たち若手の力がより一層求められていると感じています。

私がいまやらねばならないと感じていることは、国と東電の原発事故の法的道義的責任をしっかりと追及し、裁判闘争をてこに被害者救済制度を確立させることです。そして電力自由化を速やかに実現させ、あの未曾有の被害を引き起こした原発を日本からなくすことです。これからは平山先生から弁護士としての生き方を学んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

新人紹介

ひめしゃら法律事務所 高田 慎二

1 自己紹介

このたび、自由法曹団の一員に加えていただくことになりました高田慎二と申します。修習の期は新65期です。出身は埼玉県の浦和で、修習地は宇都宮でした。私は、法テラスのスタッフ弁護士ですが、現在ひめしゃら法律事務所で養成を受けており、来年の1月から法テラス下妻（茨城県）に赴任する予定です。下妻支部管内の弁護士数は20人程度で、いわゆる司法過疎地域にあたります。

2 司法過疎問題

私が、司法過疎問題に興味を持ったのは、法科大学院在学中に、法テラスのスタッフ弁護士の講演に参加したのがきっかけでした。

司法過疎地では、近くに法律事務所がなく、弁護士に相談しようとしてもできないという問題があり、事実上、弁護士へのアクセスが閉ざされている方も少なくないと考えました。弁護士へのアクセスが閉ざされれば、法的トラブルにあった人は、地元の権力者、資産家、果ては反社会的勢力に解決を委ねるといふことにもなりかねません。これでは、いくら社会的弱者のための法改正がなされても、司法過疎地の住民にとっては絵に描いた餅になってしまいます。この現状が放置されてよいわけがないと思いました。

これは容易に解決できる問題ではないですが、私が司法過疎問題解消に貢献できないかと考えるようになりました。それは、弁護士として働くなら、弁護士の人数が少なく、自分を必要としてくれる司法過疎地で働きたいとの思いがあったからです。

司法過疎地においては、相談の予約が1ヶ月先まで埋まっている事務所も少なくなく、さらに各種の講演や法教育、行政の委員等を依頼されることも多いといわれています。これは、司

法過疎地において、弁護士は、地域社会にとって不可欠の存在として、市民の方から必要とされ、頼りにされているということであり、弁護士自身その点を肌で感じることができるのではないかと思いました。司法過疎地での弁護士活動は、まさに弁護士冥利に尽きる、やりがいがある仕事であると思いましたので、私は、法テラスのスタッフ弁護士として司法過疎地に赴任することに決めました。

3 憲法問題

話しは変わりますが、私が現在所属しているひめしゃら法律事務所では、今年の7月に東京大学大学院総合文化研究科教授の高橋哲哉先生をお招きして、「憲法改正を考える」という講演会を開きました。同講演は、安倍首相の歴史認識と自民党の憲法改正草案を主な内容とするもので、講演会に来られた市民の方々は、非常に熱心に講演に聴き入り、講演後には高橋先生に対する質問が相次ぎました。

同講演会では、来場された方々に感想等を書いて頂きましたが、「自民党の憲法改正草案がここまでひどい内容だとは思わなかった！」という感想が散見されました。こうした感想を見まして、自民党の憲法改正草案の内容が、市民の方々にまだまだ周知されておらず、同草案の内容をよく検討していない状況で、憲法改正の是非が国民に問われているのだと思いました。

今回の講演会により、自民党草案の問題点を分かりやすく市民の方々に説明する機会を設ければ、市民の方々もその問題点に気付いて下さることはよく分かったので、こうした講演会等を地方に赴任した後も地道に実施していければと思っています。

最後に、自由法曹団の団員の皆様、今後ともよろしくお願い致します。



第 25 回東京支部ソフトボール大会 予選リーグ組み合わせ決定！

支部スポーツ大会営本部

いよいよ台風の季節到来。改憲をめぐる政局も嵐が吹いてきました。10月11日のソフトボール大会は、嵐が来ぬよう祈ります。今回のソフトボール大会には、13チームがエントリーしました。予選リーグは以下のようにになりました。

予選リーグ 1組 Bグラウンド	予選リーグ 2組 Cグラウンド
東京東部法律事務所	労弁・台東連合
旬報ロイヤーズ	南部・五反田
三多摩連合	城北
予選リーグ 3組 Dグラウンド	予選リーグ 4組 E・Fグラウンド
東京合同ファイターズ	東京法律事務所
立川ヒメゴンズ	渋共モーリーズ
ヤコブ・大気	代々木フェニックス
	ウェール&みどり

大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場への集合場所はCグラウンド、時間は、9時10分です。遅刻しても、試合は始まります。

なお 雨天の場合、11月1日（金）（午前9時半より～午後4時頃）におこないます。



三多摩幹事会議事録

参加者 33 人

1 情勢について

・改憲問題では、96条改正がうまくいかない、その後、法制局長官の交代、これも反発。公明党の了解がなかなか得られない。当面の最大の課題は秘密保全法阻止。何が秘密か、構成要件がはっきりしない。刑事法的にみて異常な内容。選挙制度については動き無し。あわてることはなし。当選している議員の大部分が今の制度で当選。もうじき最高裁の判決。それをみてからという態度。国会改革をやるという動きがある。首相の出席義務を緩める。国会の承認人事を減らす。国会改革の問題がでてきている。



2 改憲策動等

(秘密保全法)

・マスメディアの動向が大きい。新聞協会、民放連の動きはあるが、弱い。報道の自由を守るという話もあるが、そういう精神条項は役に立たない。

・市民オンブズマンの活動、全国大会のテーマの一つが秘密保全法。反対決議をあげている。全体的に反応が鈍い。自分たちが行っている処罰される可能性がある活動、捜査される可能性がある活動をピックアップ。全国会議員にアンケート調査して、国会議員も処罰される対象となることをご存知かというアンケート調査をしている。集約してホームページに掲載したい。マスメディアからも取材を受けるが、若い記者がよくわかっていない、危機感が薄い。一般の国民がどうなるか、という意識をもった記事が少ない。生活にどういふかわりがあるのかを広めていくことが重要ではないか。

・不正な手段で情報入手は、処罰される。では正常な方法であればいいかというそうでもない。それ以外に特定秘密の漏えいを教唆・扇動・幫助は独立罪。失敗しても犯罪。

・大事なものは、国政に関する情報だが、地方公共団体の情報も問題。国の情報は自治体に来ている。私達も処罰されるかもしれないということで、本来でべき情報も出せないということになる。オスプレイ等防衛秘密、萎縮効果がものすごく大きい。

・立法事実としては、中国船の情報漏えいがきっかけ。しかしこれは秘密ではない。真の「立法事実」はアメリカの要請。

・国家公務員法、自衛隊法があって、防衛・外交秘密をまもる法整備はされている。にもかかわらずなぜ10年の重い刑罰で立法しなければならないのか。立法事実はない。アメリカの要請は「立法事実」ではない。

- ・アメリカとの緊密な関係のため。しかし漏れてひびが入ったことはない。
- ・スパイがいたとしても泳がせる、すぐ捕まえない。どう流れていくのか調べる。
- ・共謀も独立罪として処罰。問題ではないか。
- ・どうやって問題の問題性を知らせるか？
- ・9条の会東京で、団の森次長の60分の講演をしてもらった。彼の話を見てもらう。インターネットでみれるようにしている。市民向けに。

(改憲策動)

- ・サマーセミナーで半田記者の講演と各事務所の取組みの紹介。
- ・若い人たちの参加が多かった。外国の自衛隊の活動についてスライドを交えて紹介があった。
- ・国民投票法、やるという方向性へ。集団的自衛権、地球の裏側まで、容認するとの本音、歯止めが利かない。
- ・集団的自衛権と国家安全基本法、NSCなどつながり、一体としてみていく必要がる。
- ・9条の会、東京交流の会を行い、運動のあり方について報告してもらい、質疑、なやみなどをみんなが智恵を出して解決していく。各地域から5名ほど出してほしい。9条世界会議のカンパ必要。予算足りない。事務所としての賛同、個人の賛同のご協力をお願いしたい。

3 団本部の移転

- ・現本部建物は耐震構造上不適格とされ、移転することになっている。東京支部の事務所も同じ。そのことの確認。そのために購入のため募金が必要となる。

4 多摩地域の事件、活動について

● 檜原村住民訴訟

- ・課長1名の退職勧奨、非常勤職員へ。給与は前と同じ。1000万円の報酬、選任・処遇の仕方がおかしい、そこで住民訴訟。違法性判明、遡及条例で治癒。争点は、自治法の規定では諸手当は支給できない、しかし諸手当を含め従来の報酬。これが自治法に反する。2年分の諸手当は違法、村は村長個人へ請求を。

しかし村議会は債権放棄の議決。最高裁は上告受理せず違法判決確定。しかし村長へ請求しない。今度は違法確認の住民訴訟。債権放棄が有効かが争点。高裁段階では判断が分かれている。昨年最高裁は、原則は議会の裁量、権利逸脱濫用の場合は無効という枠組み。しかし司法は多数でも奪えない権利を保護しているはずで、にもかかわらず多数決の議会がその効果を無にしているのか。原則と例外が逆ではないか。今年の1月23日に東京地裁は、放棄の議決は権利の濫用で違法無効とした。村は控訴した。しかし東京高裁では逆転敗訴。現在最高裁へ。債権放棄しても裁判で争えなくなる。実質的に自治法改正と同じ。

● 横田基地問題

- ・第1回裁判が9月10日。1976年にはじまった裁判。37年目。最初の裁判は確定。未だに被害が解決しない。その後6000名の裁判。6年前に最高裁で確定。いまだ被害が続いているので起こ

した裁判。輸送基地。訓練飛行を行っている。在日米軍の基地がある中枢の基地。騒音問題がある。午後7時から朝7時、家族団らんの時間を妨害されるということで差し止め、損害賠償請求。自衛隊の司令部、航空機による騒音、これに対する差し止め。米軍のみならず自衛隊も。3万人近くが全国的に騒音の裁判をやっている。横田の場合、1078名が原告。オスプレイの配備計画もある。若手の弁護士も入ってやっている。

・オスプレイの配備を横田に、とアメリカの司令官が発言、現実にならぬか。配備ということで広がってきている。騒音だけでなく、軍事的拡大となっている。米軍の陸軍で、横田は空軍、基地は機動性がなく使えないのではないかと、という半田記者の言があるが、軍事問題なのでどうなるかわからない。

・石原が軍民共用化の動きも意識して見ていく必要がある。

● 多摩支部の本会化

・現状について、多摩支部は三会（一弁は正式ではない）で共同運営。会員数1400名を超える。問題点は、①決定権なくサービスの提供に制約、②意見調整に時間がかかる、一つの会の反対で何も実現できない。また③支部長、副支部長の人選が困難。①②は本会化すれば解決する。③も一定の解決策になる。

・本会化の運動方法としては本庁化が効果的。本会化に向けた運動として、各種決議の発出。三会で「本庁化検討協議会」発足、東弁では平成23年に「本会化検討プロジェクトチーム」が発足。

・今後の課題は、多摩支部としては新たな本庁化を求める決議、のみならず本会化を求める決議も必要ではないか。三会においても、「本庁化検討協議会」から「本庁化実現協議会」へ。

・短期的課題としては、常議委員会、綱紀関係委員会の設置ということがあげられる。

・（地元市民や議員の意向はどうか）市民は強い要望ないが、議員や首長の多くは積極的に要望しているということはない。

・本庁化のメリットをどう伝えるか。

・現在は多摩に来ているのは、霞ヶ関からの出向。本会化して、東弁の職員を減らすことにはならない。

● 国立市長住民訴訟

・平成11年6月、M社が14階のマンション建築計画、国立市に打診し、住民が反対して、反対運動開始。10か月後、高さ制限を定める条例を制定した結果、既存不適格建造物となった。M社が国立市に営業妨害などを理由に損害賠償請求、2500万円認容。国立市は、遅延損害金含め約3000万円を支払う。

国立市民4名が国立市に対して上記M社への賠償は、上原元市長の行為による損害賠償だったのだから、市は元市長へ求償すべきという住民訴訟提起。一審で請求認容。国立市は、上原氏と対立軸にある市長のもと控訴を取り下げ、一審判決が確定。

国立市が上原氏に対して訴訟提起、本年12月24日に判決予定（東京地裁本庁民事2部）。

上原氏の独断ではなく、市全体で制定されたもの。住民訴訟一審では、上原氏が住民を扇動して

条例を制定したとの認定。

・この点に関して学説がほとんどない。民主的な学者は、住民自治を尊重する傾向がある。しかし、このような問題で首長が損害賠償が怖くて政治ができないということはあってはならない。最高裁までいっくだろう。

・住民訴訟制度の見直しを考えているようだ。

●多摩地区における貧困

・雇用とくらしの110番・・・毎回相談あり。

各地での街頭相談・・・2か月に1回程度夜回りを行っている。生活保護受給をすすめるが、なかなか受けてもらえない。自身が生活保護を受給したくないというケースなど。

生活保護引き下げに対する審査請求・・・9月17日に都庁で一斉請求。事前に各地で学習会等。

●UR高幡台団地73号棟事件

・平成25年3月、明け渡しを認容する判決（住民側の全面敗訴）。しかも、正当事由を争う事案で、明け渡しに対する仮執行宣言がついた。引き換え給付なし。

まわりは4～5階建てだが、73号棟は11階建て、250戸の大きな棟。1階にスーパーや商店街あり。この団地の街を形づくっている。しかし、新耐震基準を満たさず、IS値0.3以下。

（URの主張）URは耐震改修を検討、まずは全員が居住し続けたままの改修ができないか検討。しかし、費用も7億5000万円かかるなど、外付けによる改修を断念。

そこで、全員立ち退いた上で除却することにした（ここに検討の飛躍がある）。一部の住民のみを立ち退かせることは住民間の不公平が生じると主張。

（住民の主張）住民側は、一部の人だけが立ち退くことによって改修が可能と主張、32戸が立ち退くことによって改修可能との専門家意見書提出。この時点で、すでに42戸が空き住戸となっていたので、これを利用すれば立ち退きを伴わない改修工事が可能だった。

（判断）URに大幅な自由裁量を認める。除却を決定するに至る過程に裁量逸脱がなければ、耐震改修法に関する賃貸人の判断が是認される。賃貸人の修繕義務についても、契約締結時以上の品質にする義務はなく、新耐震基準に沿ったものにする義務はない。住民の住み続ける利益は主観的利益に過ぎない。

（現状）仮執行を執行停止の上、控訴。高裁の裁判長は加藤新太郎。

●日野自動車

・工場立地であったはずの日野で、工場移転が問題となっている。東芝、日野自動車、雪印。

日野自動車の本社工場が日野台から茨城県那珂湊に移転する予定。地域に対する影響が大きい。

移転が2016年に前倒しされる状況。2011年、日野自動車本社工場移転問題を考える市民の会結成。

解雇や雇止めが表面化する前に市民の立場から問題としていくことに特徴。企業の社会的責任を

追及していく。

なお、跡地問題も。

●自死遺族家族会の立ち上げ

・自死遺族の支援をしている。息子が自殺した事案。賃貸人が連帯保証人であった父に対し、将来賃料5年分程度を請求した。自殺前、月600時間勤務していたという実態が発覚し、労災申請中。賃貸人とは交渉中。

成果型賃金となり、成績をいつも壁に張り出される状態でうつ病となり、退職勧奨を受けた。その後退職し、傷病手当の最終受給日の数日後に電車に飛び込んで自殺した事案」。鉄道会社から損害賠償請求を受け、交渉中。労災を検討している。

自死遺族を結びつける工夫。自死を社会によって追い詰められた死ととらえ、遺族の社会との向き合い方を支援する。

賃貸物件での自死を原因とする賃貸人への損害賠償義務につき、京都地裁では家賃1年分の損害賠償を命じる判決。孤独死の場合、損害賠償義務を負うことはないという判決（東京地裁）。

生命保険の自殺免責の問題。精神疾患が重度の場合には、保険金の支払いを命じた判決も出ている（奈良地裁）。

ホットラインを行っている。

●武蔵村山市における教育問題

・一昨年の教科書採択で、育鵬社の教科書が採択された。手続的な瑕疵が著しい。情報公開を請求したが、議事録が作成されていないなどの問題。

市教委が副読本として領土問題や礼儀作法についての資料を配布するなど。「日本がもっと好きになる」は、普及協力が日本教育再生機構、編集協力が育鵬社、「2年後の教科書採択で育鵬社の教科書が広がることを願っている」との記載があり、市教委が配布している。君が代の起立斉唱義務付け、卒業生と在校生が向かい合う体制をとらない（日の丸に背を向けるなという趣旨）など。

武蔵村山市には駅がなく、運動が広げにくいという問題。

再来年に教科書採択がせまっているが、まだまだ運動を広げる必要があるので、地域の民主団体に呼びかけ。

各地でも必要な対策を採る必要。

9月9日～10月4日

- 9月 9日 支部事務局会議
- 10日 団将来問題委員会
- 11日 異議あり 2020 東京オリンピック招致実行委員会
- 19日 団国際問題委員会
- 20日 団選挙制度改革対策本部
- 21日 団常任幹事会
- 24日 団事務局会議
- 25日 支部三多摩幹事会
- 26日 構造改革PT
- 10月4日 団労働問題委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表 (月払)>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
(保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の
上昇に連動してインフレスライドさせてお支払い
します。

<保険料表 (月払)>

団体割引25%、保険料単位：円 (保険金額
10万円あたり)

満年齢	支払対象外 期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F

TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL : 03 (3231) 4111